別紙

令和２年２月１３日

千葉県競技力向上推進本部

●新型コロナウイルス感染症について、競技力向上推進本部事業開催の留意事項●

|  |
| --- |
| **＜原則＞****参加者の健康維持並びに感染拡大防止を最優先すること。** |
|

　※参考資料：令和２年２月４日付　教安第１１５９号の内容に沿って対応する。

※国および県対策本部からの開催自粛要請があった場合、事業を中止する。

※自粛要請がない場合でも、事業中止や延期、開催方法の工夫などについて

原則に従い各競技団体が躊躇なく判断する。

|  |
| --- |
| **１　当面の対応について** |

（１）危機管理体制の構築

　　①事業中止や延期、開催方法の工夫の決定手続きの確認

　　②参加者への連絡方法の構築

　　③開催中に感染が疑われる者が発生した場合の対処方法

　　※開催方法の工夫とは、例えば「無観客開催」や「時間差開催」などを指す。

（２）国や県の動向を注視

（３）参加者に下記注意喚起の徹底を依頼する。

 　①咳や発熱等の症状があり、体調不良の場合は参加を控える。

 　②手洗いの徹底を図る。

 　③「咳エチケット」を推奨する。

・咳やくしゃみが出るときはマスクを着用する。

・マスクを持っていない場合は、ティッシュや腕の内側などで口と鼻を

覆い、他の人から顔をそむけて１ｍ以上離れる。

・鼻汁や痰などを含んだティッシュはすぐにゴミ箱に捨て、手のひらで

咳やくしゃみを受け止めたときはすぐに手を洗うこと。

|  |
| --- |
| **２　参加者等に感染症が発生した場合の対応について** |

（１）参加者が発症した場合

①患者が児童生徒の場合

 　 ★令和２年２月４日付け、教安第１１５９号　学校安全保健課長発

「新型コロナウイルス感染症に係る当面の対応について（通知）」（別添資料参照）の内容を参考に、事業への参加を止める。

　②患者が児童生徒以外の場合

　　児童生徒の扱いに準じ、参加の自粛を促す。

（２）参加者が濃厚接触者となった場合

※濃厚接触者の定義は決まっていないため、以下の学校での対応を参考にする。

 　ア　発症した児童生徒が在籍する学級は学級閉鎖となる。

　　イ　同一学年の他のクラスで発症者が出た場合、原則として学年閉鎖を検討する。

 　ウ　複数学年で発症者が出た場合、原則として休校を検討する。

　　　　**〇在籍する児童生徒の学校長が部活動及びその他の活動（大会等）への**

**参加を検討する。**

　　①児童生徒の場合

　　　上記の対象となり、登校が停止中の者は参加を止めることを基本とする。

②児童生徒以外の場合

　　　児童生徒の扱いに準じ、原則に沿って参加について自粛を促す。

|  |
| --- |
| **３　今後長期化した場合の対応について** |

（１）予選会が中止された場合の上位大会への対応について

 　①上部団体の対応状況の把握

 　②選手選考方法の検討【含む国体選手の選考】